

公 告

差押財産の公売について

差押財産を公売するので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）においてその例によることとされる国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 9 5 条第 1 項および第 9 9 条第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 9 月 2 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 公売の方法

入札

2 公売の日時

開場：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午前 9 時 3 0 分

説明：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 0 0 分

入札：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 3 0 分から同 1 1 時 0 0 分まで

開札：令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午前 1 1 時 0 0 分

3 公売保証金納付期間

令和 7 年 1 0 月 1 6 日（木）午前 1 0 時 3 0 分から同 1 0 時 5 0 分まで

4 公売場所

滋賀県大津合同庁舎 3 階 入札室

（住所：滋賀県大津市松本一丁目 2 - 1）

5 公売財産

名称	公売公告番号	売却区分	見積価額（最低公売価額）	公売保証金
土地 付建物	1 - 1	1	1 1 , 2 6 0 , 0 0 0 円	1 , 1 3 0 , 0 0 0 円

〔土地〕

所 在 滋賀県草津市矢橋町字馬池下

地 番 2 3 番 8 8

地 目 宅地

地 積 1 3 6 . 7 0 m²

〔建物〕

所 在 滋賀県草津市矢橋町字馬池下 2 3 番地 8 8

家屋番号 2 3 番 8 8

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 4 4 . 5 5 m²

2 階 2 5 . 1 1 m²

6 売却決定

日時：令和 7 年 1 1 月 6 日（木）午前 1 0 時 0 0 分

場所：滋賀県草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号 草津市納税課

7 買受代金納付期限

令和 7 年 1 1 月 6 日（木）午前 1 1 時 3 0 分

8 買受人についての資格、その他の要件

(1) 国税徴収法第 9 2 条および第 1 0 8 条第 1 項該当者は、買受人になることができません。

(2) 公売保証金を納付した後でなければ入札はできません。

9 配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を草津市に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、草津市納税課に用意してあります。

10 その他

(1) 公売日時までに公売を中止することがあります。

(2) 公売保証金および買受代金は、現金または銀行振出小切手（振出日から起算して 7 日を経過していないものに限る。）により納付してください。

(3) 記名人は、入札者本人に限ります。代理の場合は委任状を持参してください。（委任者の印鑑証明書が必要となります。）

(4) 一度行った入札は、変更または取消しができません。

(5) 見積価額以上の入札者のうち、最高価額のものを最高価申込者と決定します。

(6) 最高価額の入札者が複数あるときは、開札日のうちに、それらの者による追加入札を行います。

(7) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上でかつ最高入札価額から公売保証金を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度を適用することがあります。

(8) 公売財産に係る市税等の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは売却決定を取り消します。

(9) 公売財産の取得時期は、売却決定後でかつ買受代金の納付があったときです。したがって、取得

後のき損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。草津市は公売財産について、瑕疵担保責任を負いません。なお、許可および承認を必要とする財産は買受人がそれを得たときになります。また、財産の引渡しは、買受代金納付時点の現況有姿により行います。

- (10) 公売による権利移転に伴う移転登記の登録免許税等の費用は、買受人の負担となります。
- (11) 公簿面積と現況が異なる場合があります。境界は買受人が隣地所有者と協議してください。
- (12) 草津市は、公売財産の引渡しについて義務を負いません。したがって、使用者または占有者に対する明渡しの請求、公売財産内に残置されている動産等の処理、鍵の受け渡し等は、すべて買受人の責任において行ってください。
- (13) 下見会は行いません。入札者ご自身で、必要に応じて公売財産の現確認を行ってください。
- (14) その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- (15) 入札者等が自己に関わる情報等が第三者に知られもしくは不正に使用される等により損害を受けた場合に草津市は何ら補償しません。

(令和 7 年 9 月 24 日揭示済み)

公 告

国土調査による地図および簿冊の作成
について

草津市草津一丁目および草津四丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）による街区境界調査を行い、地図および簿冊を作成したので、同法第 21 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公告し、当該地図および簿冊を一般の閲覧に供する。

令和 7 年 9 月 24 日

草津市長 橋 川 渉

1 地図および簿冊の名称

草津市の街区境界調査図原図および街区境界調査簿案

2 閲覧場所ならびに閲覧期間および時間

草津市役所建設部土木管理課

令和 7 年 9 月 25 日（木）から令和 7 年 10 月 23 日（木）（閉庁日除く）

午前 9 時から午後 4 時 45 分まで

- 3 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、前項の閲覧期間内に草津市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- 4 誤り等の訂正の申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付する。

(令和 7 年 9 月 24 日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和 7 年 9 月 2 5 日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
京都市東山区本町十五丁目265 番地 東福寺ハイツ201号 藤満 翔大、藤満 由貴	草津市青地町字堤戸 791番 22	288.14 m ²	R7.9.25	1868

(令和 7 年 9 月 2 5 日揭示済み)

公 告

地区計画の原案の縦覧について

烏丸半島中央部地区計画の原案を作成したので、草津市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和 6 3 年草津市条例第 2 0 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

草津市長 橋 川 渉

1 地区計画の種類

地区計画

2 地区計画の名称

烏丸半島中央部地区計画

3 地区計画を定める位置

草津市下物町 1 0 9 1 番 1 6 3

4 地区計画を定める区域

計画図のとおり

5 縦覧場所

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号 草津市都市計画部都市計画課（平日）

草津市草津三丁目 1 3 番 3 0 号 草津市役所守衛室（土日祝）

6 縦覧期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火）まで

（ただし、各日 9 時 0 0 分から 1 6 時 4 5 分までとする。）

7 その他

当該地区計画の原案について、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 2 項に規定する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 1 週間を経過する日までに、草津市長に意見書を提出することができる。

(令和 7 年 9 月 3 0 日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和7年9月30日

草津市長 橋 川 渉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
草津市野路四丁目5番6号 太陽住宅株式会社 代表取締役 沢村 仲裁	草津市追分五丁目字中尾395番25 外5筆	1,976.20㎡	R7.9.30	1869

(令和7年9月30日揭示済み)

議会規則

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月22日

草津市議会議長 西 村 隆 行

草津市議会規則第1号

草津市議会傍聴規則の一部を改正する規則

草津市議会傍聴規則（平成10年草津市議会規則第1号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第4条 《現行どおり》 (傍聴人の定員) 第5条 《現行どおり》 (1)～(2) 《現行どおり》 <u>2</u> 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、議長は、同項の規定にかかわらず、別に定員を定めることができる。 第6条～第7条 《現行どおり》 (傍聴席に入ることができない者) 第8条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 《改正前を削る》	第1条～第4条 《省略》 (傍聴人の定員) 第5条 《省略》 (1)～(2) 《省略》 《改正後に新設》 第6条～第7条 《省略》 (傍聴席に入ることができない者) 第8条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 <u>5</u> 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類または拡声器、ラジオその他の音響装置等の大きな音のす

改正後	改正前
(5) 《現行どおり》 (傍聴人の守るべき事項) 第 9 条 《現行どおり》 (1)～(4) 《現行どおり》 (5) 携帯電話等の通信機器の電源を切るか、または音を発しない状態にすること。 (6) 《現行どおり》 (写真の撮影、録音、録画または放送等の禁止) 第 1 0 条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画または放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。 第 1 1 条～第 1 3 条 《現行どおり》	るものを携帯している者 (6) 《省略》 (傍聴人の守るべき事項) 第 9 条 《省略》 (1)～(4) 《省略》 (5) 携帯電話等の通信機器の使用（着信音を発することを含む。）をしないこと。 (6) 《省略》 (写真、映画等の撮影および録音等の禁止) 第 1 0 条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、または録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りではない。 第 1 1 条～第 1 3 条 《省略》

付 則
この規則は、公布の日から施行する。

(令和 7 年 9 月 2 2 日 掲 示 済 み)

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第 2 0 号
草津市教育情報化推進懇談会開催要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。
令和 7 年 9 月 1 8 日

草津市教育委員会教育長 藤 田 雅 也

草津市教育情報化推進懇談会開催要綱の一部を改正する要綱
草津市教育情報化推進懇談会開催要綱（平成 2 7 年草津市教育委員会告示第 1 0 号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
草津市<u>学校</u>教育情報化推進懇談会開催要綱 (目的) 第 1 条 草津市の小中学校における I C T 活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市<u>学校</u>教育情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）	草津市教育情報化推進懇談会開催要綱 (目的) 第 1 条 草津市の小中学校における I C T 活用の促進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するため、草津市教育情報化推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開

改正後	改正前
を開催する。 (懇談会の委員) 第 2 条 懇談会は、<u>委員 10 人以内で開催する。</u> <u>2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。</u> (1) <u>情報教育に精通する者</u> (2) <u>学識経験を有する者</u> (3) <u>学校教育の関係者（ICT の分野における専門的知識および実務経験を有する者）</u> (4) <u>草津市市民参加条例（平成 24 年草津市条例第 21 号）第 8 条の公募により選考する市民</u> <u>3 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。</u> <u>4 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>5 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。</u> (役割) 第 3 条 懇談会は、次に掲げる事項について意見交換を行うものとする。 (1) <u>教育情報化の具体的な実施方法、推進に関すること。</u> (2) <u>草津市学校教育情報化推進計画に関すること。</u> (3) <u>先進地事例の調査および情報収集に関すること。</u> (4) <u>その他教育の情報化に関すること。</u> 《改正前を削る》 《改正前を削る》 《改正前を削る》 第 4 条～第 5 条 《現行どおり》	催する。 (所掌事項) 第 2 条 懇談会は、<u>次に掲げる事項を所掌する。</u> 《改正後に新設》 (1) <u>教育情報化推進の具体的な実施方法、進捗管理、効果検証等に関すること。</u> (2) <u>教育情報化推進計画の策定に関すること。</u> (3) <u>先進地事例の調査および情報収集に関すること。</u> (4) <u>その他教育の情報化に関すること。</u> 《改正後に新設》 《改正後に新設》 《改正後に新設》 (組織) 第 3 条 懇談会は、次に掲げる者を委員とし、<u>10 人以内で組織する。</u> (1) <u>情報教育に精通する者</u> (2) <u>学識経験を有する者</u> (3) <u>学校教育の関係者（ICT の分野における専門的知識および実務経験を有する者）</u> (4) <u>草津市市民参加条例（平成 24 年草津市条例第 21 号）第 8 条の公募により選考する市民</u> <u>2 懇談会に座長を置き、委員の互選により定める。</u> <u>3 座長に事故あるときまたは欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。</u> <u>4 座長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見等の聴取を行うことができる。</u> 第 4 条～第 5 条 《省略》

付 則

この要綱は、令和 7 年 9 月 18 日から施行する。

(令和 7 年 9 月 18 日揭示済み)

草津市教育委員会告示第 2 1 号
草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。
令和 7 年 9 月 2 4 日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

- 1 期 日 令和 7 年 1 0 月 8 日（水）午後 2 時
0 0 分
- 2 場 所 草津市役所 6 階 教育委員会室

（令和 7 年 9 月 2 4 日揭示済み）

草津市教育委員会告示第 2 2 号
令和 7 年草津市教育委員会告示第 2 1 号による草津
市教育委員会定例会の期日を次のとおり変更する。
令和 7 年 9 月 2 9 日

草津市教育委員会教育長
藤 田 雅 也

- 変更前 令和 7 年 1 0 月 8 日（水） 午後 2 時 0 0
分
- 変更後 令和 7 年 1 0 月 8 日（水） 午後 3 時 0 0
分

（令和 7 年 9 月 2 9 日揭示済み）

監査委員告示

草津市監査委員告示第 3 号
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条
第 1 項、第 2 項および第 4 項の規定により定期監査を
実施したので、同条第 9 項の規定により、監査の結果
に関する報告を決定し、公表する。
令和 7 年 9 月 2 6 日

草津市監査委員 岡 野 則 男

草津市監査委員 井 上 薫

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
総合政策部	広報課 危機管理課
農業委員会事務局	農業委員会事務局
総務部	契約検査課 納税課
上下水道部	ロクハ浄水場
環境経済部	農林水産課

- (2) 監査の時期 令和 7 年 5 月 2 2 日から令和 7 年
7 月 2 3 日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象
となった事務が関係法令等に適合して正確に行
われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、
また、その組織および運営の合理化に努めている
かという観点から、主として令和 6 年度分につい
て監査を実施した。実施にあたっては、重点項目
を定め、前回監査実施時における指摘事項に対す
る改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴およ
び他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の
監査計画に基づく着眼点および方法により実施し
た。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については
概ね適正に執行されており、財務処理についても
適正に処理されていると認められた。今後、より
適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行な
らびに事業の管理に努められたい。
なお、軽微な事項については、口頭により指導し
改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●所属名：広報課

重点項目
・シティセールス推進費のうちシティセールス 推進費およびふるさと寄附運営費
意見・指摘事項

特になし

●所属名：危機管理課

重点項目

- ・消防団活動費
- ・防災対策費のうち所管部分

意見・指摘事項

特になし

●所属名：農業委員会事務局

重点項目

- ・委員会運営費のうち農地基本台帳整備費および農業委員会運営費

意見・指摘事項

特になし

●所属名：契約検査課

重点項目

- ・契約審査等事務費

意見・指摘事項

特になし

●所属名：納税課

重点項目

- ・賦課徴収費のうち税徴収事務費
- ・賦課事務費のうち国保税徴収事務費
- ・収納率向上特別対策費のうち収納率向上特別対策費

意見・指摘事項

特になし

●所属名：ロクハ浄水場

重点項目

- ・上水供給事業のうち浄水場維持管理費
- ・浄水場施設整備事業のうち浄水場施設整備事業費

意見・指摘事項

特になし

●所属名：農林水産課

重点項目

- ・農業経営基盤強化促進対策事業費のうち担い手育成支援事業費
- ・土地改良事業推進対策費のうち農業多面的機

能発揮促進費

意見・指摘事項

特になし

(令和7年9月26日揭示済み)

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第11号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和7年9月30日

草津市農業委員会

会長 今井 修

1 期 日 令和7年10月10日(金) 午後2時

2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室

3 付議案件

- 1) 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について(報告)
- 2) 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について(報告)
- 3) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 4) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 5) 農地法第5条第1項の規定による許可につき、事業計画変更の承認をすることについて
- 6) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和7年9月30日 揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第 2 4 号

草津市指定給水装置工事事業者の指定
について

水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）第 1 6 条の 2
第 1 項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事
業者に指定したので、同法第 2 5 条の 3 第 2 項の規定
に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1 3 6 5	東洋ヘッ ジ株式会 社	葉 山 尚 孝	草津市駒井 沢町 1 2 5 番地 7	0 7 7 - 5 9 9 - 1 0 3 6
1 3 6 6	株式会社 アルファ 管工	山 口 豊 樹	大津市日吉 台二丁目 7 - 2 6	0 7 7 - 5 7 9 - 3 5 0 7

2 指定有効期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日ま
で

(令和 7 年 1 0 月 1 日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第 2 5 号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したの
で、草津市指定下水道工事店規程（平成 2 6 年草津市
上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条第 1 号の規定
により告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

1 指定下水道工事店

指定 番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1 3	株式会社	山 口 豊	大津市日吉	0 7 7 -

6 6	アルファ 管工	樹	台二丁目 7 - 2 6	5 7 9 - 3 5 0 7
-----	------------	---	-----------------	--------------------

2 指定有効期間

令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日ま
で

(令和 7 年 1 0 月 1 日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第 2 6 号

草津市指定下水道工事店の代表者の異
動について

次のとおり、草津市指定下水道工事店の代表者の異
動があったので、草津市指定下水道工事店規程（平成
2 6 年草津市上下水道事業管理規程第 7 号）第 1 1 条
第 4 号の規定により告示する。

令和 7 年 1 0 月 1 日

草津市長 橋 川 渉

指定下水道工事店

指定番号 1 0 6 3 株式会社北中工業

	新	旧	異動年月日
代表者	新 庄 博	北 中 良 樹	令和 7 年 8 月 2 8 日

(令和 7 年 1 0 月 1 日揭示済み)